

令和2年3月1日

お客様各位

戸田市スポーツセンター

新型コロナウイルスの影響による施設料金等について

平素より戸田市スポーツセンターをご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

さてこの度、戸田市におきまして、令和2年2月28日に開催された第2回新型コロナウイルス対策本部会議にて、新型コロナウイルス感染症対策の方針が決定されました。

同方針において、市内公共施設利用について、新型コロナウイルスの影響による中止・延期で、施設予約に変更が生じた場合は、以下のとおり対応することとなりました。

つきましては、対象のお客様へ手続きなどをご案内いたしますので、詳細はスポーツセンターまでお問い合わせください。

記

- 既に施設利用料金及び附属設備利用料金を納付済みで、新型コロナウイルスの影響により取消される（取消された）場合、スポーツセンター受付にて還付手続きをいたします。

還付の対象となる予約は下記の2点に該当するものとなります。

1. 利用日または利用予定日が令和2年2月21日（金）～3月31日（火）
2. 令和2年2月21日（金）以降にキャンセルの申し出があったもの

《還付方法》

ご来場のうえ還付申請書の提出が必要となります。以下の物をご持参ください。

- ・朱肉を使用する印鑑（シャチハタ不可）
- ・銀行振込での返金となります。（振込先の銀行、支店名、口座番号情報が必要となります）

現金での返金は致しかねますので予めご了承ください。